

(令和3年1月1日現在)

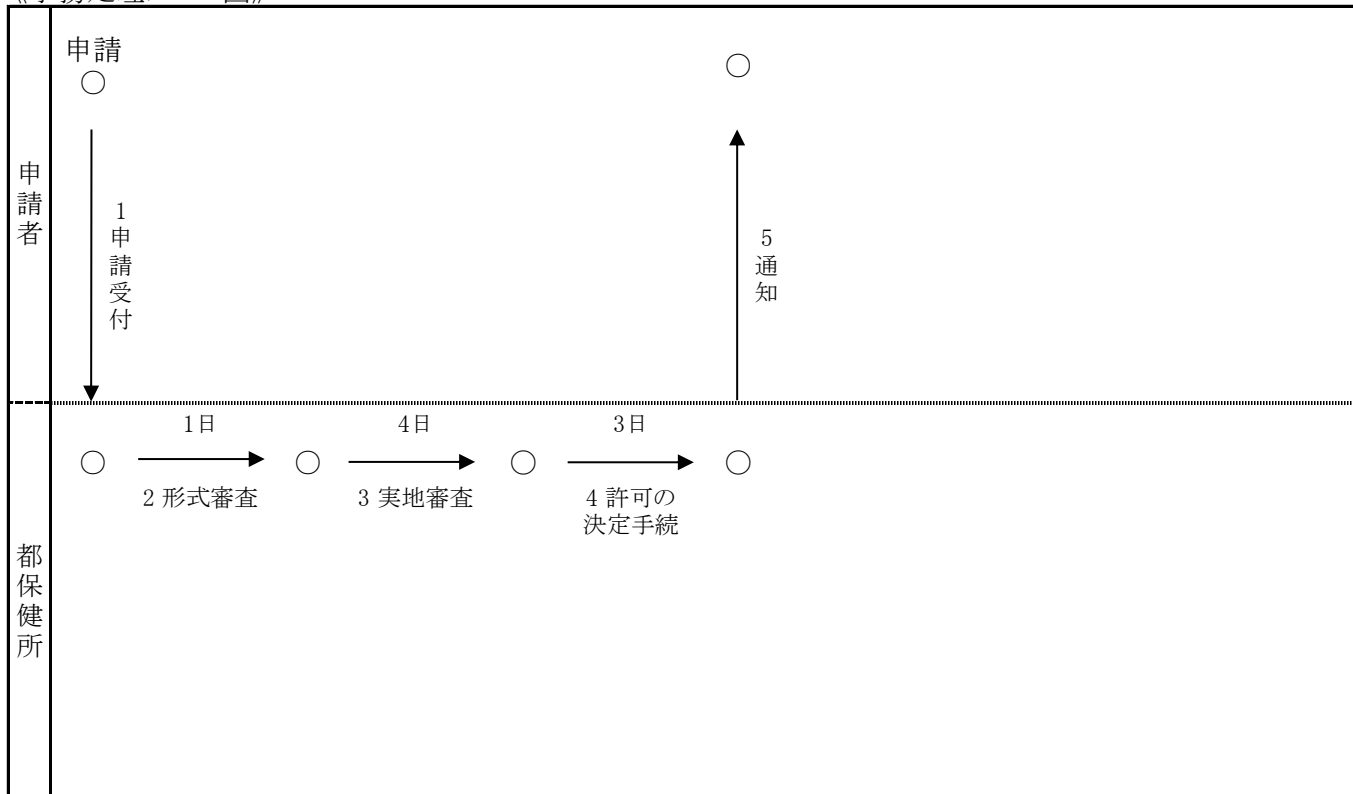
事務処理フロー図

事務名	食品営業許可の更新
根拠法令	食品製造業等取締条例第5条第2項外

作成部署 福祉保健局健康安全部食品監視課規格基準担当 電話03-5320-4402

標準処理期間計 8日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請受付	窓口で申請書の受付をします。 (手数料をお支払いいただきます。)
2	形式審査	申請書に記載漏れや誤記がないかどうか、申請書に必要な書類が添付されているかどうかを審査します。
3	実地審査	現地調査を行い、設備又は施設が食品製造業等取締条例に基づく設備又は施設基準を満たしているかどうか審査します。
4	許可の決定手続	許可の可否について決定を行います。
5	通知	決定後に申請者の方に許可書を交付します。